

宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例

宮崎市では、自治会が、地域住民同士の親睦と絆^{きずな}を育みながら、支え合い及び助け合いの精神で、地域住民の生活に最も身近で地域に密着した活動に取り組んできた。

また、地域まちづくり推進委員会も、それぞれの地域の特色を生かしながら、地域の課題の解決に向けた実践的な活動に取り組んできた。

このように、自治会及び地域まちづくり推進委員会は、地域の各種団体と連携しながら、その活動を通じて、住民主体のまちづくり及び地域社会の振興に大きく寄与してきた。

しかし、近年の価値観及び生活様式の多様化に伴い、地域に対する住民の関心及び住民相互のつながりが希薄化し、地域の活動に参加する住民が減少している。

このような現状において、住民相互の交流を促進しながら地域の連帯感を醸成し、住民が主体となって良好な地域社会を守り育てていくためには、自治会の活動（以下「自治会活動」という。）及び地域まちづくり推進委員会が行う地域のまちづくりに資する活動（以下「地域まちづくり推進活動」という。）の活性化を、市民、事業者及び市が連携して推進していく必要がある。

ここに、自治会活動及び地域まちづくり推進活動について、基本理念並びに市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市の役割を定め、それらの活性化を推進するため、この条例を制定する。

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 本市の一定の区域に住所を有する者（以下「地域住民」という。）の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているものと認められるものをいう。
- (2) 地域まちづくり推進委員会 まちづくりを行うために地域自治区（宮崎市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年条例第62号）第1条の地域自治区をいう。）の区域内において住民が自らの意思に基づき組織した団体であって、当該地域自治区の地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の地域協議会をいう。）の承認を受けたものをいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第2条 自治会活動及び地域まちづくり推進活動は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 支え合い及び助け合いの精神に基づいて地域住民相互のつながりを強化すること。
- (2) 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
- (3) 市民、自治会、地域まちづくり推進委員会、事業者及び市は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

(市民の役割)

第3条 市民は、地域社会の重要性を理解し、その一員として、居住する地域の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への積極的な参加に努めるものとする。

(自治会の役割)

第4条 自治会は、地域住民の自治会への加入及び自治会活動への参加が図られ、かつ、地域住民の意見を十分に反映した活動が行われるよう開かれた組織づくりに努めるものとする。

2 自治会は、地域住民に対し、自治会活動に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

3 自治会は、自治会活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(地域まちづくり推進委員会の役割)

第5条 地域まちづくり推進委員会は、地域における多様な需要及び資源に関する情報を的確に把握し、地域の内外で活動する個人及び法人その他の団体と連携しながら、地域の課題の解決及び魅力ある地域の形成に資する事業に取り組むよう努めるものとする。

2 地域まちづくり推進委員会は、広報活動を積極的に実施し、地域まちづくり推進活動に関する地域住民の理解及び関心を深め、地域住民の地域まちづくり推進活動への参加の促進に努めるものとする。

3 地域まちづくり推進委員会は、地域まちづくり推進活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、事務所又は事業所の所在する地域の自治会活動及び地域まちづくり推進活動に参加及び協力するように努めるものとする。

2 事業者は、市内に居住する従業員の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加に配慮するように努めるものとする。

第7条 市内における住宅の販売、賃貸又は管理を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）は、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入を勧めるよう努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、市民に対し、自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加が図られるよう情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

2 市は、自治会及び地域まちづくり推進委員会が自立的かつ効果的な活動を行うことができるよう情報の提供、助言、関係者相互間の意見の調整その他必要な支援を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。